

沼田都市計画地区計画の変更（沼田市決定）

都市計画柳町環状線沿道西地区地区計画を次のように決定する。

|                 |            |   |
|-----------------|------------|---|
| 名 称             |            | 柳町環状線沿道西地区地区計画  |
| 位 置             |            | 沼田市柳町の一部  |
| 面 積             |            | 約 3.0 ha  |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標    | 沼田都市計画マスタープラン改訂版に掲げる都市再生拠点・都市再生ゾーンの形成を推進し、日常生活サービスのまとまりを形成する。   |
|                 | 土地利用の方針    | 日常生活サービスに資する土地利用の誘導を図りつつ、住環境を保全する。  |
| 地区整備計画          | 建築物等に関する事項 | <p>建築物等に関する事項</p> <p>建築物等の用途の制限</p> <p>建築してはならない建築物</p> <p>1 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（は）項第二号及び第六号に掲げるもの</p> <p>2 建築基準法別表第2（に）項第二号から第五号までに掲げるもの</p> <p>3 事務所（建築基準法別表第2（い）項第二号に掲げるものを除く）</p> <p>4 畜舎（建築物に附属するもので床面積の合計が15㎡以内のものを除く）</p> <p>5 自動車修理工場</p> <p>6 建築基準法別表第2（と）項第四号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> |
| 備 考             |            |   |

「区域は、計画図表示のとおり」